

# 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(平成 28 年 3 月 15 日 条例第 4 号)

改正 平成 30 年 3 月 5 日 条例第 1 号  
平成 31 年 3 月 1 日 条例第 1 号  
令和 2 年 3 月 10 日 条例第 1 号  
令和 7 年 3 月 11 日 条例第 1 号  
令和 7 年 7 月 18 日 条例第 3 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項の規定による職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

## (職員の任期を定めた採用)

第 2 条 管理者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。また、当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合も同様に、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

## (任期)

第 3 条 前条の規定により採用される職員の任期は、5 年を超えない範囲内で管理者が定める。

## (任期の更新)

第 4 条 管理者は、法第 7 条第 1 項の規定により任期を更新しようとする場合は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

## (給与に関する特例)

第 5 条 第 2 条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料は、次の表を適用する。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	242,000 円	273,300 円	298,800 円	321,300 円	355,200 円

2 管理者は、任期付職員の職務の級を、任期付職員が従事する業務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて、別表で定める基準に従い決定する。

## (その他の給与に関する事項)

第 6 条 前条に定めるもののほか、任期付職員の給与に関し必要な事項は、職員の給与・

旅費・勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成2年条例第7号）の規定による。ただし、同条例の規定によらず、電気主任技術者手当及びボイラー・タービン技術者手当並びに税務手当は、月額5,000円を支給するものとする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月5日条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月1日条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日条例第1号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与については、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

別表（第5条関係）

任期付職員の級別標準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主事、技師の職務
2 級	主査、技査の職務
3 級	係長の職務
4 級	次長の職務
5 級	局長の職務